

節税レポート



平成 18年 10月号

発行日 2006.10.1

今月のテーマ 貸倒損失

1. 同じ金額の支出でも、経理処理の方法により損金になったり、ならなかったりで税額に影響します。
2. 書類一枚提出しているかどうかで、認められる処理方法が異なり税額に差が出ます。
3. 種々の角度から検討することにより、節税が可能になります。

1 債権

1) 債権管理

毎期末ごと残高確認書を債務者に送付し、相互に残額を確認しあうこと。相手の状況を把握して、確実に回収するよう努めることが第一です。

2) 貸倒引当金の設定

節税・将来のリスクに備える観点から、貸倒引当金の設定が必要です。

3) 回収不能債権の償却

不幸にして不良債権が発生した場合には、適時貸倒処分することが節税に結びつきます。

貸倒損失処理するには対象債権、対象となる事実等制約があります。P2、P3でこれらをまとめてみました。参考にして下さい。

発行	岡崎駿志税理士事務所
住所	〒190-0022 東京都新宿区新宿6丁目27番10号 塩田ビル203
TEL	03(5287)6818
FAX	03(5287)6819
Eメール	okaza-oz@s2.webjapan.ne.jp
URL	www.kaikei-home.com/okazaki-office